

## 【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月27日
【会社名】	株式会社横浜フィナンシャルグループ
【英訳名】	Yokohama Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 片岡 達也
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋2丁目7番1号
【電話番号】	03-5200-8201（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部 部長 鈴木 佐緒子
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋2丁目7番1号
【電話番号】	03-5200-8201（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部 部長 鈴木 佐緒子
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2025年7月18日
【発行登録書の効力発生日】	2025年7月29日
【発行登録書の有効期限】	2027年7月28日
【発行登録番号】	7 - 関東 1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 200,000百万円
【発行可能額】	170,000百万円 (170,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2026年5月27日(提出日)であります。
【提出理由】	2025年7月18日付で提出した発行登録書の記載事項中、「第一部 証券情報」「第1 募集要項」の記載について訂正を必要とするため、本訂正発行登録書を提出するものであります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

訂正箇所は\_\_\_罫で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

【社債管理者を設置しない場合】

以下に記載するもの以外については、本発行登録を利用して発行される個別の各社債（以下「個別社債」という。）を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

（訂正前）

1【新規発行社債】

（中略）

（訂正後）

1【新規発行社債（期限付劣後債）】

（中略）

2【新規発行社債（劣後特約が付されていない場合）】

銘柄	株式会社横浜フィナンシャルグループ無担保社債 (社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	二
券面総額又は振替社債の総額(円)	未定
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	未定
発行価格(円)	未定
利率(%)	未定
利払日	未定
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 未定 2. 利息の支払場所 別記「(注)9 元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	未定
償還の方法	1. 償還金額 未定 2. 償還の方法及び期限 未定 3. 償還元金の支払場所 別記「(注)9 元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	未定

申込期間	未定
申込取扱場所	未定
払込期日	未定
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	個別社債には担保及び保証は付されておらず、また個別社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 当社は、個別社債発行後、個別社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、個別社債のためにも同法に基づき、同順位の担保権を設定する。</p> <p>2. 当社が本欄第1項により個別社債のために担保権を設定する場合には、当社はただちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
財務上の特約(その他の条項)	個別社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(注) 1 振替社債

(1) 個別社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。

(2) 社債等振替法に従い個別社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、個別社債にかかる社債券は発行されない。

2 社債の管理

会社法第702条ただし書に基づき、個別社債には社債管理者を設置しない。

3 財務代理人並びに発行代理人及び支払代理人

(1) 当社は、株式会社横浜銀行を財務代理人として、本社債の事務を委託する。

(2) 本社債にかかる発行代理人業務及び支払代理人業務は、財務代理人が行う。

(3) 財務代理人は、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。

(4) 財務代理人を変更する場合には、当社は事前にその旨を本（注）5に定める方法により社債権者に通知する。

4 期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社は、次の各場合に該当したときは、ただちに個別社債について期限の利益を喪失する。

当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。

当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。

当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。

当社が個別社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。

当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

(2) 本（注）4第(1)号の規定により個別社債について期限の利益を喪失した場合は、当社はただちにその旨を本（注）5に定める方法により公告する。

(3) 期限の利益を喪失した本社債は、直前の利息支払期日の翌日から期限の利益を喪失した日までの経過利息を付してただちに支払われるものとする。なお、期限の利益を喪失した日に支払がなされなかった場合には、当社は財務代理人に支払資金を交付後ただちにその旨を本（注）5に定める方法により公告する。

5 社債権者に通知する場合の公告の方法

個別社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。）にこれを掲載する。

6 個別社債の社債要項の公示

当社は、その本店に個別社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

7 個別社債の社債要項の変更

(1) 個別社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）3を除く。）の変更は、法令に定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(2) 本（注）7第(1)号の社債権者集会の決議は、個別社債の社債要項と一体をなすものとし、個別社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）を有するすべての社債権者に対してその効力を有する。

8 社債権者集会に関する事項

(1) 個別社債の社債権者集会は、本種類の社債の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の総額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

9 元利金の支払

個別社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程その他の規則に従って支払われる。

（訂正前）

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

（中略）

（訂正後）

3【社債の引受け及び社債管理の委託】

（中略）

（訂正前）

3【新規発行による手取金の使途】

（中略）

（訂正後）

4【新規発行による手取金の使途】

（中略）

(2)【手取金の使途】

（訂正前）

長期的投融資資金、一般運転資金、既存債務の返済または当社の連結子会社に対する出資金、貸付金（劣後融資金を含む。）等に充当する予定であります。

(訂正後)

長期的投融資資金、一般運転資金、既存債務の返済、自己株式取得資金または当社の連結子会社に対する出資金、貸付金(劣後融資金を含む。)等に充当する予定であります。